

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月15日
【届出者の氏名又は名称】	三井物産株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	(03)3285-8087
【事務連絡者氏名】	財務部 資本市場・M&A支援室 今村 英司
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	三井物産株式会社 (東京都千代田区大手町一丁目2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、三井物産株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、三井情報株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注8) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、公開買付者である当社により、日本で設立された会社である対象者の証券を対象として行われるものです。これらの会社は日本に所在し、全ての役員及び取締役は日本の居住者であるため、本公開買付けに関して米国証券諸法に基づいて生じる可能性のある権利及び請求を執行することは困難な場合があります。これらの会社又はその役員もしくは取締役を、米国証券諸法の違反を理由として日本の裁判所に訴えることはできない可能性があります。また、これらの会社及びその関連会社に対し、米国裁判所の判決に従わせることは困難な場合があります。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法( Securities Exchange Act of 1934 )第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書中に含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。

(注9) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

- (注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27 A 条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注11) 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。) 規則14 e - 5 (b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ホームページ(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年8月21日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項及びその添付書面である平成26年8月21日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

### 第1 公開買付要項

#### 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

##### (3) 買付予定の株券等の数

### 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

#### 1 株券等の所有状況

##### (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

##### (3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)

##### (4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

特別関係者

所有株券等の数

公開買付届出書の添付書類

平成26年8月21日付公開買付開始公告

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

### 第1【公開買付要項】

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (3)【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

(前略)

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。なお、本書提出日現在、対象者が所有する自己株式はありません。

(訂正後)

(前略)

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。なお、本書提出日現在、対象者は自己株式を60株所有しております。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	696,892(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	696,892		
所有株券等の合計数	696,892		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数6,103個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(訂正後)

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	696,892(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	696,892		
所有株券等の合計数	696,892		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式60株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数6,103個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

( 3 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(訂正前)

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,103 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	6,103		
所有株券等の合計数	6,103		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数6,103個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(訂正後)

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,103 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	6,103		
所有株券等の合計数	6,103		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式60株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数6,103個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

( 4 ) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(訂正前)

(前略)

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	東洋エンジニアリング株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
職業又は事業の内容	総合エンジニアリング事業
連絡先	連絡者 三井物産株式会社 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 電話番号 03-3285-1111(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	鈴木 大山
住所又は所在地	13 Fitzroy Street, London, W1T 4BQ, United Kingdom (MBK ARUP Sustainable Projects Ltd.の所在地)
職業又は事業の内容	Managing Director, MBK ARUP Sustainable Projects Ltd.
連絡先	連絡者 三井物産株式会社 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 電話番号 03-3285-1111(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(後略)

(訂正後)

(前略)

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	東洋エンジニアリング株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
職業又は事業の内容	総合エンジニアリング事業
連絡先	連絡者 三井物産株式会社 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 電話番号 03-3285-1111(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	三井情報株式会社
住所又は所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号
職業又は事業の内容	コンピュータ及び情報通信システムに関する各種ソフトウェア、ハードウェア、システム等の調査、研究、コンサルティング、企画、設計、開発、製造、販売、運用、保守、並びにデータセンターサービスの提供、付加価値通信サービスの提供、その他
連絡先	連絡者 三井情報株式会社 総務室 連絡場所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 電話番号 03-6376-1000(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成26年8月21日現在)

氏名又は名称	鈴木 大山
住所又は所在地	13 Fitzroy Street, London, W1T 4BQ, United Kingdom (MBK ARUP Sustainable Projects Ltd.の所在地)
職業又は事業の内容	Managing Director, MBK ARUP Sustainable Projects Ltd.
連絡先	連絡者 三井物産株式会社 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 電話番号 03-3285-1111(会社代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(後略)

【所有株券等の数】  
(訂正前)

(前略)

東洋エンジニアリング株式会社

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	960(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	960		
所有株券等の合計数	960		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 東洋エンジニアリング株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、東洋エンジニアリング株式会社の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

鈴木 大山

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	15		
所有株券等の合計数	15		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 鈴木大山氏は、小規模所有者に該当いたしますので、鈴木大山氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

東洋エンジニアリング株式会社

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	960(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	960		
所有株券等の合計数	960		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 東洋エンジニアリング株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、東洋エンジニアリング株式会社の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

三井情報株式会社

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券( )	—	—	—
株券等預託証券( )	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株券60個を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 三井情報株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、三井情報株式会社の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

鈴木 大山

(平成26年8月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	15		
所有株券等の合計数	15		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 鈴木大山氏は、小規模所有者に該当いたしますので、鈴木大山氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(後略)

## 公開買付届出書の添付書類

平成26年8月21日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

(前略)

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。なお、本公告日現在、対象者が所有する自己株式はありません。

(訂正後)

(前略)

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。なお、本公告日現在、対象者は自己株式を60株所有しております。